氏　名（本籍）	武　　浩　文（中華人民共和国）
学位の種類	博士（体育科学）
学位記番号	甲第56号
学位授与年月日	平成26年3月10日
学位授与の要件	日本体育大学学位規程第5条の学位は、大学院学則第29条の規定により、 大学院研究科博士後期課程（博士課程）を修了した者に授与する。
学位論文題目	現代中国におけるスポーツ産業の成立過程に関する研究 ―スポーツ政策の視点から―
審査員	主査　教授　谷釜了正
	副査　教授　関根正美
	副査　教授　楠本恭久

論文審査結果の要旨

本研究は現代（1949 － 2010）の中国におけるスポーツ政策の視覚から中国のスポーツ産業の成立過程について明らかにしたものであるが、1978年に「改革開放」政策が発表され、中国経済が市場経済に移行してからスポーツがビジネスの対象になり、スポーツの振興と相携えてスポーツ産業が振興・促進されていくプロセスに照準を定めている。市場経済の導入以降、急激な都市化が推進され、13億の人口を抱える中国では雇用を促進することが喫緊の課題となり、スポーツを商売の対象に位置付けて雇用を創出するようになっている。このような事情を政治的・経済的背景として発達した中国におけるスポーツ産業は、スポーツ政策を軸に推進されたとみなすことができる。

本論は３つの章で構成されている。「中国のスポーツ界における基本体制の確立と競技スポーツ優先政策の進展」（第１章）、「『スポーツ体制改革の基本方針』の策定過程」（第２章）及び「中国におけるスポーツ産業の成立」（第３章）である。

第１章では建国の初期におけるスポーツ奨励の方策はソ連にならって策定されたこと、その後文化大革命を挟んで中国独自の奨励策を講じうるようになったこと、改革開放政策がスポーツ事業を伸展させたこと、及び国内では一貫して競技スポーツを優先する政策がとられてきたこと、等を明らかにしている。

第２章では文化大革命後の中国スポーツの課題は財源と選手（タレント）を確保することに照射され、「スポーツ事業における新たな局面の開拓に関する法案」を策定してその課題の解決に向かうとともに、ロサンゼルスオリンピックの出場選手の不成績を理由に新たなスポーツ体制の改革へと着手する最初の手立てとして「スポーツ体制改革の基本方針」が制定されたこと、が明らかにされている。そして第３章ではそのスポーツ体制改革の基本方針に則ってスポーツの商業化が促進され、産業が起こされるまでになったこと、「改革開放」政策の浸透によって最初にサッカーの産業化が試みられたこと、「スポーツ体制改革の深化に関する意見」の策定を通して各種のスポーツ産業の誕生が促されたこと、北京オリンピックでの優勝計画と全国民の健康増進計画との策定を介してスポーツ産業が成立するに至ったこと、

この産業を育成するために「スポーツ産業発展綱領（1995－2010)」が制定され、この法律をもって現代中国におけるスポーツ産業が成立したとみなしうること、が明らかにされている。

以上が論者による本論文の中で検討した内容であるが、社会主義国の中国が社会主義経済システムから資本主義的市場経済システムへ移行するのに合わせてスポーツ振興策は変更され、この変更がスポーツ産業の誕生を促したこと、大衆スポーツと競技スポーツの双方の振興（タレント発掘と選手強化に重点が置かれるのだが）は法令の制定と施行が大きく与っていたこと、したがって中国におけるスポーツ産業の発達は国による政策が先導し、その後に当該の起業が開始されていること、さらにこの起業の頻度が増したことを受けて「スポーツ産業発展綱領」が制定されていること、この綱領の制定をもって中国におけるスポーツ産業の成立と見なすことができること、などとする見解は従前に見られない新しい知見である。この知見を得るにあたって基礎的な史（資）料を蒐集して緻密な検討を加えている点は博士の学位を取得しうるに値するものと高く評価されるところである。なお、本論文はスポーツ政策の視点から検討したものであり、スポーツ産業の実態を統計的に把握しようとしているわけではないので、この方面からの検討については今後の課題として期待したい。

最 終 試 験 結 果 の 概 要

申請者は博士後期課程を修了するのに必要な単位を取得していること、また論文の審査において綿密な史（資）料の蒐集と的確な分析がなされていることが確認された。さらに現代中国におけるスポーツ産業はスポーツの振興・普及があって初めて起業されるのであるが、建国の当初からしばらくの間はソ連方式のスポーツの振興策が採用され、「改革開放」政策の施行以後からは中国独自のスポーツ奨励策が講じられるようになり、市場経済の導入がスポーツをビジネスの対象に押し上げ、この分野がスポーツ産業として発展することになった、と指摘している点は評価された。なお、本研究は政策の視点から検討したものでありスポーツ産業の実態を統計的に処理したデータを通して検討したものではない点は今後の課題として残されていることが確認された。しかし、本論文で解明された知見は客観的分析に基づくものであり、したがって博士の学位にふさわしいものと判定された。

審　査　員

主査　　教授　谷　釜　了　正

副査　　教授　関　根　正　美

副査　　教授　楠　本　恭　久